

ジョブ・カード制度のご案内 新旧表

平成24年4月1日現在

(1) 3頁下段 ジョブ・カード様式4-2

新：公共職業訓練・求職者支援訓練の訓練実施機関からの習得度評価

旧：求職者支援訓練の訓練実施機関からの習得度評価

(2) 9頁下段 実践型人材養成システム

新：新規学校卒業者を主とした15歳以上45歳未満の者

旧：新規学校卒業者を主とした15歳以上40歳未満の者

(3) 11頁 公共職業訓練

新：公共職業訓練のうち離職者訓練および学卒者訓練においては、訓練期間中にジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを行うとともに、訓練修了後にジョブ・カードを用いた能力評価を行います。

旧：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する公共職業訓練（離職者訓練および学卒者訓練）については、訓練受講中の訓練実施機関によるジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングおよびジョブ・カード交付を行います。都道府県が実施する公共職業訓練については、今後、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングおよびジョブ・カード交付をすすめていくこととしています。

(4) 11頁 公共職業訓練の説明のうち離職者訓練・学卒者訓練

新：（削除）

旧：※一部のコースにおいて必須とされています。

(5) 12頁（裏表紙） 職業能力形成プログラム一覧のうち実践型人材養成システム

新：新規学卒者を主とした15歳以上45歳未満の者

旧：新規学卒者を主とした15歳以上40歳未満の者